

過疎地域自立促進計画

(平成 28 年度～平成 32 年度)

群馬県
下仁田町

目 次

1 基本的な事項			
(1) 下仁田町の概況			
ア 自然的、歴史的、社会的経済的諸条件の概要	1	1
イ 過疎の状況	1	1
ウ 社会経済的発展の方向の概要	2	2
(2) 人口及び産業の推移と動向	3	3
(3) 行財政の状況			
ア 行政	5	5
イ 財政	6	6
ウ 公共施設の整備状況	7	7
(4) 地域の自立促進の基本方針	8	8
(5) 計画期間	10	10
2 産業の振興			
(1) 現況と問題点10	(2) その対策12
		(3) 計画14
3 交通通信体系の整備、情報化及び地域間交流の促進			
(1) 現況と問題点15	(2) その対策16
		(3) 計画17
4 生活環境の整備			
(1) 現況と問題点18	(2) その対策21
		(3) 計画22
5 高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進			
(1) 現況と問題点23	(2) その対策24
		(3) 計画25
6 医療の確保			
(1) 現況と問題点26	(2) その対策26
		(3) 計画26
7 教育の振興			
(1) 現況と問題点27	(2) その対策28
		(3) 計画29
8 地域文化の振興等			
(1) 現況と問題点29	(2) その対策29
		(3) 計画30
9 集落の整備			
(1) 現況と問題点30	(2) その対策31
		(3) 計画31
10 その他地域の自立促進に関し必要な事項			
(1) 現況と問題点31	(2) その対策32
		(3) 計画32
○事業計画（平成28年度～32年度）過疎地域自立促進特別事業分	33	33

1 基本的な事項

(1) 下仁田町の概況

ア 自然的、歴史的、社会的経済的諸条件の概要

○自然的条件

下仁田町は群馬県の西南部にあり、役場は東経 138° 47′ 32”、北緯 36° 12′ 33”、標高は、261mに位置している。町域の形状は、東西に 17.50 km、南北に 10.25 kmと東西に長く、総面積は 188.38 km²で県面積の 2.96%を占めている。総面積のうち約 85%が山林及び原野で占められ、平坦部は少なく、町の東部に鐮川流域の小規模な平野が形成されているほかは、大部分が山腹の複雑な傾斜地で形成されている。美しい山並みや清らかな溪流など、豊かな自然に恵まれた農山村であり、古くは関東と信州を結ぶ街道により交通の要衝として栄えた歴史ある町である。

本町と接する市町村は、東に富岡市、西に長野県佐久市及び軽井沢町、北に安中市、南に南牧村、神流町、藤岡市及び甘楽町となっている。周囲は、標高 1,000mを越える急峻な山々に囲まれ、町の中央を長野県境を源とする鐮川と国道 254 号が東西に貫き、それに沿って集落が点在している。

気候については、年平均気温 12.1℃、年間降水量 1,500 mm前後、降雪は年 2～3 回程度と比較的穏やかである。(気象庁 2014 年 観測：西野牧 参考)

○歴史的条件

本町は、昭和 30 年 3 月 10 日、町村合併促進法に基づき、旧下仁田町・馬山村・小坂村・西牧村・青倉村の 5 町村が合併し、さらに、翌 31 年 4 月 1 日、南牧村の一部であった下郷地区を編入して誕生した町である。

合併前から地勢・交通・経済など相互の依存関係が深く、1つの生活圏が構成されていたことから、合併は必然的な結果であった。合併後は、住民相互の融和と努力により今日の下仁田町となっている。

○社会的、経済的諸条件

本町は、J R 高崎駅から上信電鉄で約 60 分、首都東京からは上信越自動車道により、約 1 時間 20 分で結ばれている。また、長野県佐久市及び軽井沢町とも国道・県道により、それぞれ約 40 分で結ばれ、他県ではあるが、古くから密接な関係にある。

国道 254 号沿いの甘楽富岡広域市町村圏との結びつきは歴史的にも古く、消防・救急・医療など様々な分野での連携が図られている。また、湯の沢トンネルの開通により、多野広域圏との交通利便性が向上し、観光、医療、物流面などにおいて市場が変化している。

産業は古くから農林業が盛んであり、町の東側の平坦部では良質な下仁田ねぎの栽培が盛んになり、また、山間地でも栽培可能なこんにゃくいもの生産が拡大していき、「下仁田ねぎとこんにゃく」は町の特産物として全国的にも知名度が高い。

町の西側は妙義荒船佐久高原国定公園に指定され、自然環境資源は豊富であり、希少な地質構造としても注目されている。急峻な山々を境に古くから街道の要衝地・宿場町として栄えてきたことから、固有の文化風土が色濃く残り、歴史的文化遺産も多い。

イ 過疎の状況

昭和30年代後半から始まった高度経済成長に伴い、第1次産業から第2次、第3次産業への転換が余儀なくされ、町でも主産業であった農林業就労者が減少し続け、昭和35年に20,640人あった人口が、平成22年では8,911人と50年間で半減（減少率56.8%）し、若年層を中心とした人口流出や高齢化が進行する厳しい状況にある。

このような状況から、過疎地域振興特別措置法(S.55)、過疎地域活性化特別措置法(H.2)、過疎地域自立促進特別措置法(H.12)による地域指定を受け、道路交通網・生活環境・産業振興をはじめ、医療・福祉施設などの充実に積極的に取り組み、社会的・経済的発展には大きな成果を得たが、若年層の人口流出傾向は改善されず、いまだ過疎の解消には至っていない。

ウ 社会経済的発展の方向の概要

○産業構造の変化と地域の経済的な立地特性

本町の主産業は、古くから農林業であり、昭和 30 年代は就業総数の半数近くである 4000 人以上が従事していた。しかし、平成 22 年には 436 人（10.6%）に激減し、代わって第 3 次産業の就業人口が 2,066 人（50.2%）と高くなっている。農業経営耕地面積は、昭和 55 年には 767.3ha であるが、平成 22 年には 341ha と半減以下となっている。町の特産物である「下仁田ねぎ」と「こんにゃく」のブランド化を推進し、メディアの活用等により一定の消費拡大は図られている。しかし、ねぎやこんにゃくいもをはじめ多くの農作物の収穫量は減少し、農業生産全体は収縮している。

林業も輸入外材に圧された木材価格の低迷などにより、同様に経営は厳しく、後継者不足や未整備森林の増加などが危惧される厳しい状況にある。

地球温暖化問題から CO2 削減に向けた自然環境への問題意識が高まり、全ての社会活動に環境への配慮が必然となっており、また、環境保全活動や山村回帰思考が高まりをみせていることから、農林業を活用した観光振興や教育活動など、新たな施策による活性化が求められている。

観光面では、「荒船の湯」「道の駅しもにた」、「こんにゃく手作り体験道場」など、日帰り観光施設が整備されてきた。上信越自動車道・下仁田 IC により、首都圏からのアクセスが容易であり、町への出入りも年間約 135 万台を推移していた。しかし、近年、IC 利用台数は減り、入込客数も減少している。観光需要の変化に対応しつつ、交流人口の増加策や歴史的遺産等を活用した複合的観光施策により、通過型から滞在型観光地への転換が期待されている。

国道 254 号は古くから往還道として関東と信州を結び、町は重要な交通の要衝として栄えてきた。中心地は飲食店、小売店が並ぶ商業地であり、病院、学校、金融機関など町内に機能が集約する居住環境の良好な町である。しかし、過疎化の進行とともに店舗は減少し、自動車交通便の向上、町外の郊外型多機能大型店舗の増加なども相まって、近隣市への依存は極めて強く、町集約型生活機能からより広域に拡大傾向にあり、商店経営などは一段と厳しく、住民の生活体系も大幅に変化をしている。

生活面では、価値観の変化やライフスタイルの多様化により、生活の量的拡大から芸術・文化・スポーツ面や心のゆとりなど、質的充実が求められ、社会のコミュニケーションや経済活動自体も高度情報化の進展により、複雑かつ広範囲に変化している。

少子高齢化、過疎集落機能の低下、公益的機能維持など多くの問題を抱える中、地方分権により自発的活性化が必要不可欠であり、地方自治体が果たす役割は多様化し、かつ重要になっている。

○群馬県の総合計画等における位置付け

群馬県では「第 1 4 次群馬県総合計画ーはばたけ群馬プランー」を平成 23 年に策定し、市町村・県民と協力・連携しながら県政運営を行っていくための指針を示した。その中で県民局ごとに地域の現状、特徴を踏まえた地域別施策展開の考え方、方向性を示されている。本町では、平成 19 年に「みんなで創ろう、輝く下仁田」を基本方針に第 4 次総合計画を策定し、望ましい将来像とそれを実現するための施策を示した。これらの計画を指針

に、地域実情にあった施策の実行に努め、また広域市町村と連携を図りながら経済的・社会的発展を目指す。

(2) 人口及び産業の推移と動向

国勢調査による人口動向では、昭和 35 年に 20,640 人であった人口は、平成 22 年には 8,911 人となり、50 年間で半減（減少率 56.8%）しており、毎年平均 235 人が減少していることになる。

若年者人口（15 歳～29 歳）は、昭和 35 年には 4,384 人（若年者比率 21.2%）であったが、平成 22 年には 900 人（10.1%）となり、実に 79.5%の減少であり、現在も若年層の流出傾向は続いている。

年少人口（15 歳未満）は昭和 35 年には 7,051 人と総人口の 34.2%を占めていたが、平成 22 年には 683 人（7.7%）となり、若年者の転出や出生数の減少により、少子化が進行している。

高齢者人口（65 歳以上）は、昭和 35 年では 1,469 人（高齢者比率 7.1%）だが、平成 22 年には 3,549 人（39.8%）と 2 倍以上（241.6%増）の大幅な増加となり、高齢化も進行している。

世帯数は昭和 35 年には 4,097 世帯であったが、平成 22 年には 3,316 世帯と減少している。しかし、世帯数の減少が、人口減少よりも減少率が低いことから、核家族化が進行し、特に高齢者の核家族化が進展していることがうかがえる。

産業別就業人口では、昭和 35 年に就業総数 9,408 人のうち 4,622 人（就業者比率 49.1%）と半数近くを占めていた第 1 次産業は、昭和 55 年には、総数 7,839 人のうち 1,793 人（22.9%）と減少し、平成 22 年では、総数 4,118 人のうち 436 人（10.6%）に激減した。

一方、第 2 次産業は平成 2 年までは増加の傾向をたどり全体の約半数を占めていたが、平成 22 年では、1,602 人（38.9%）となり減少傾向になっている。第 3 次産業については年々増加傾向をたどり、平成 22 年では、2,066 人（50.2%）と全体の半数を占める割合となっている。

表 1-1(1)人口の推移（国勢調査）

区 分	昭和 35 年		昭和 40 年		昭和 45 年		昭和 50 年		昭和 55 年	
	実数	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率	
総 数	人 20,640	人 19,148	% ▲7.2	人 17,573	% ▲8.2	人 16,285	% ▲7.3	人 15,228	% ▲6.5	
0 歳～14 歳	7,051	5,753	▲18.4	4,597	▲20.1	3,764	▲18.1	3,167	▲15.9	
15 歳～64 歳	12,120	11,782	▲2.8	11,191	▲5.0	10,590	▲5.4	9,995	▲5.6	
うち 15 歳～ 29 歳(a)	4,384	4,045	▲7.7	3,688	▲8.8	3,395	▲7.9	2,907	▲14.4	
65 歳以上(b)	1,469	1,613	9.8	1,785	10.7	1,931	8.2	2,066	7.0	
(a)／総数 若年者比率	% 21.2	% 21.1	—	% 21.0	—	% 20.8	—	% 19.1	—	
(b)／総数 高齢者比率	% 7.1	% 8.4	—	% 10.2	—	% 11.9	—	% 13.6	—	

区 分	昭和 60 年		平成 2 年		平成 7 年		平成 12 年		平成 17 年	
	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率
総 数	人 14,237	% ▲6.5	人 13,683	% ▲3.9	人 12,266	% ▲10.4	人 11,171	% ▲8.9	人 10,144	% ▲9.2
0 歳～14 歳	2,699	▲14.8	2,244	▲16.9	1,793	▲16.9	1,346	▲24.9	992	▲26.3
15 歳～64 歳	9,359	▲6.4	8,862	▲5.3	7,336	▲17.2	6,389	▲12.9	5,494	▲14.0
うち 15～ 29 歳(a)	2,463	▲15.3	2,208	▲10.4	1,824	▲10.4	1,563	▲14.3	1,199	▲23.3
65 歳以上(b)	2,179	5.5	2,577	18.3	3,137	18.3	3,436	9.5	3,658	6.5
(a)／総数 若年者比率	% 17.3	—	% 16.1	—	% 14.9	—	% 14.0	—	% 11.8	—
(b)／総数 高齢者比率	% 15.3	—	% 18.8	—	% 25.6	—	% 30.6	—	% 36.1	—

区 分	平成 22 年	
	実数	増減率
総 数	人 8,911	% ▲12.2
0 歳～14 歳	683	▲31.1
15 歳～64 歳	4,646	▲15.4
うち 15～ 29 歳(a)	900	▲24.9
65 歳以上 (b)	3,549	▲3.0
(a)／総数 若年者比率	% 10.1	—
(b)／総数 高齢者比率	% 39.8	—

表1-1(2) 人口の推移（住民基本台帳）

区 分	平成 12 年 3 月 31 日		平成 17 年 3 月 31 日			平成 22 年 3 月 31 日		
	実数	構成比	実数	構成比	増減率	実数	構成比	増減率
総 数	人 11,662	% —	人 10,678	% —	% ▲8.4	人 9,482	% —	% ▲11.2
男	5,735	49.2	5,296	49.6	▲7.7	4,681	49.4	▲11.6
女	5,927	50.8	5,382	50.4	▲9.2	4,801	50.6	▲10.8

区 分	平成 26 年 3 月 31 日			平成 27 年 3 月 31 日			
	実数	構成比	増減率	実数	構成比	増減率	
総 数 (外国人住民除く)	人 8,520	% —	% ▲10.1	人 8,279	% —	% ▲2.8	
男(外国人住民除く)	4,218	49.5	▲9.9	4,098	49.5	▲2.8	
女(外国人住民除く)	4,302	50.5	▲10.4	4,181	50.5	▲2.8	
参 考	男(外国人住民)	12	30.8	—	13	29.5	8.3
	女(外国人住民)	27	69.2	—	31	70.5	14.8

表1-1(3) 産業別人口の動向 (国勢調査)

区 分	昭和 35 年		昭和 40 年		昭和 45 年		昭和 50 年		昭和 55 年	
	実数		実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率
総 数	人 9,408		人 9,238	% ▲1.8	人 9,130	% ▲1.2	人 8,023	% ▲7.3	人 7,839	% ▲6.5
第1次産業 就業人口比率	49.1%		43.5%	—	36.7%	—	28.8%	—	22.9%	—
第2次産業 就業人口比率	24.4%		28.7%	—	34.0%	—	38.9%	—	42.0%	—
第3次産業 就業人口比率	26.5%		27.8%	—	29.3%	—	32.3%	—	35.1%	—

区 分	昭和 60 年		平成 2 年		平成 7 年		平成 12 年		平成 17 年	
	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率
総 数	人 7,498	% ▲4.4	人 7,416	% ▲3.9	人 6,531	% ▲12.1	人 5,656	% ▲9.0	人 4,922	% ▲13.0
第1次産業 就業人口比率	19.5%	—	14.2%	—	11.8%	—	11.3%	—	12.2%	—
第2次産業 就業人口比率	43.8%	—	49.4%	—	46.1%	—	44.9%	—	40.1%	—
第3次産業 就業人口比率	36.7%	—	36.4%	—	42.1%	—	43.8%	—	47.7%	—

区 分	平成 22 年	
	実数	増減率
総 数	人 4,118	% ▲16.3
第1次産業 就業人口比率	10.6%	—
第2次産業 就業人口比率	38.9%	—
第3次産業 就業人口比率	50.2%	—

(3) 行財政の状況

ア 行政

国は加速度的に進行する人口減少に対応するべく、平成 26 年に「まち・ひと・しごと創生法」を公布・施行し、東京圏への過度な人口集中を是正し、各地域で住みよい環境を確保することで、将来にわたり活力ある日本社会を維持することを目的に、基本的方針や具体的施策をまとめた「まち・ひと・しごと創生総合戦略」策定をした。

本町においても、平成 27 年度に現状と将来の展望を提示した「下仁田町人口ビジョン」を示し、それを踏まえた今後 5 か年の目標や施策の基本的方向、施策をまとめた「下仁田

町まち・ひと・しごと創生総合戦略」を策定した。これまでも地方分権の推進により、地方の果たす役割は拡大してきたが、その重要性はより高まり、自らの判断と責任の下に地域の実情に沿った行政を行っていくことが求められている。それに伴い、行政のサービスは、地域住民の多様なニーズに対応し、住民の意見が反映できる体制づくりが必要となっており、あわせて包括的な役割を担う基礎自治体を形成するため、行財政基盤を強化すべく行財政改革の推進を図る必要がある。

イ 財政

本町は、平成 25 年度普通会計決算額が歳入 50 億 825 万 3 千円、歳出 48 億 9231 万 9 千円であり、財政規模は縮小傾向にある。就労人口の減少により町税が減収し、自主財源が乏しく、経常収支比率が平成 25 年では 89.1%と高いことから、財政事情は厳しい状況にある。投資的経費は、平成 12 年度の 2 分の 1 以下にも関わらず、人件費、扶助費や公債費などの義務的経費の占める割合は 40%前後を推移しており、財政が硬直化傾向にある。

今後も補助制度及び有利な起債等を十分活用して、事前に事業効果を精査するなど計画的な事業の実施に努めるとともに、更なる義務的経費の節減と効果的な運用に努めていく必要がある。

表1-2(1) 市町村財政の状況

(単位：千円)

区 分	平成12年度	平成17年度	平成22年度	平成25年度
歳入総額 A	5,459,718	4,743,084	6,266,374	5,008,253
一般財源	3,978,730	3,190,050	3,467,376	3,492,068
国庫支出金	178,762	143,055	983,359	519,385
都道府県支出金	446,493	358,270	360,462	324,947
地方債	350,800	506,580	1,166,800	425,400
うち過疎債	170,670	197,180	627,800	196,400
その他	504,933	545,129	288,377	246,453
歳出総額 B	5,363,775	4,674,802	6,222,734	4,892,319
義務的経費	2,106,265	2,090,418	2,074,604	1,937,710
投資的経費	989,413	532,375	1,924,665	499,194
うち普通建設事業	923,219	532,375	1,919,948	480,106
その他	2,268,097	2,052,009	2,223,465	2,455,415
過疎対策事業費	1,293,129	297,840	1,145,847	311,101
歳入歳出差引額 C(A-B)	95,943	68,282	43,640	115,934
翌年度へ繰越すべき財源 D	31,387	23	6,410	61,314
実質収支 C-D	64,556	68,259	37,230	54,620
財政力指数	0.32	0.37	0.33	0.29
公債費負担比率	15.0%	15.8%	17.7%	16.9%
実質公債費比率	—	—	12.3%	9.8%
起債制限比率	7.3%	7.4%	—	—
経常収支比率	85.8%	98.1%	85.4%	89.1%
将来負担比率	—	—	86.4%	74.2%
地方債現在額(千円)	3,886,028	4,834,320	5,217,027	5,475,291

ウ 公共施設の整備状況

公共施設整備状況調査からみた、本町の施設整備状況はわずかずつではあるが着実に進捗してきた。生活の安全・安心や環境面からも、町道の改良や浄化槽整備推進による水洗化などの向上は重要であることから、引き続き計画的な整備を推進し、また、施設の維持管理を適切に行い、地域住民の生活向上と地域の活性化を図る必要がある。

表1-2(2) 主要公共施設等の整備状況

区 分	昭和45 年度末	昭和55 年度末	平成2 年度末	平成12 年度末	平成22 年度末
市町村道					
改良率 (%)	0.66	0.90	22.66	29.38	30.76
舗装率 (%)	1.05	11.78	45.89	51.14	52.52
農道					
延長 (m)	—	—	—	—	16,167
耕地 1 ha 当り農道延長(m)	5.71	14.61	14.56	15.53	—
林道					
延長 (m)	—	—	—	—	68,110
山林 1 ha 当り林道延長(m)	2.52	7.35	7.74	9.89	—
水道普及率 (%)	77.18	80.80	85.88	92.33	99.70
水洗化率 (%)	—	—	—	56.12	70.11
人口千人当り病院、 診療所の病床数 (床)	8.37	6.30	9.14	14.10	15.5

区 分	平成25 年度末
市町村道	
改良率 (%)	32.22
舗装率 (%)	54.29
農道	
延長 (m)	17,400
耕地 1 ha 当り農道延長(m)	—
林道	
延長 (m)	68,080
山林 1 ha 当り林道延長(m)	—
水道普及率 (%)	99.08
水洗化率 (%)	75.92
人口千人当り病院、 診療所の病床数 (床)	16.7

(4) 地域の自立促進の基本方針

本町は、昭和55年過疎地域に指定され、過去35年にわたり、産業の振興、生活環境の整備等、過疎対策事業を積極的に実施してきた結果、過疎解消には至っていないものの、社会的発展などに大きな成果が得られた。しかし、上記表1-1にもあるとおり、若年層を中心とした人口流出や少子高齢化が進行しており、現在においても深刻な状況にある。

このため、過疎地域自立促進計画においては、「住民が自らの地域に自信と誇りをもって住むことができる地域社会の実現」を目指して策定した「下仁田町第4次総合計画」における基本方針に則し、地域の特性を活かした自然豊かなまちづくりを実現するための基本方針及び具体的施策を示す。これまでの過疎計画は主に施設整備を重点に策定されてきたが、魅力的で独自の地域づくりには住民と行政が一体となったソフト事業も重要であり、各分野でのソフト面の対策充実を図る内容とする。

下記に町の主要課題と、解決に向けた分野ごとの基本方針を掲載する。

●町の主要課題

① 人口流出の防止と少子化の改善

上記の人口動向にもあるとおり、町の人口は昭和35年からみると平成22年では半減以下となり、現在も流出傾向は続いている。中でも、若年層の流出傾向は激しく、少子化は進行している。この人口流出の防止と少子化の改善は、町の将来に大きく影響する重要な課題であり、各分野から対策を講じる必要がある。

② 住民によるまちづくり

住民のニーズは多様化し、その内容も高度化している。また、地方分権により行政需要も複雑多岐にわたり、行政だけでは対応に苦慮する状況も見受けられる。

これからは公共サービスを含め多くの分野で、住民の果たす役割がますます重要となり、住民と行政が連携した取り組みが、地域の発展に大きく影響すると考えられる。地域住民と行政が連携してより良いまちづくりにまい進できる体制づくりが必要である。

③ 高齢者が暮らしやすいまちづくり

町の65歳以上の高齢者比率は、39.8%（平成22年国勢調査）と非常に高く、将来も伸び続けると予想される。また、福祉に対する要望は多様化し、福祉事業は町の重要施策として年々拡大している。これからも、保健・医療・福祉が連携したシステムの充実と向上が必要であり、バリアフリー化による施設づくりや生涯教育の充実など誰もが健康で、生きがいを持って生活ができるまちづくりを同一の目的として、各分野からの対策が必要である。

④ 活力ある産業の復興

過疎地域の発展には、生活基盤整備と産業振興は不可欠である。下仁田ねぎとこんにゃくなどの特産品の更なる活用はもちろんのこと、グリーン・ツーリズムなどによる農業への新しい取り組み、町特有の地域資源と連携した商業活性化など、より複合的に産業の活性化を図り、産業全般の底上げが重要である。

⑤ 豊かな自然を守り、次世代へ

下仁田町は美しい山並みや清らかな溪流など、豊かな自然に恵まれた農山村であり、生活の基盤として、町の歴史はこの自然と共に育まれてきた。私たちには、先人たちから受け継いだこの環境を、次の世代により良いすがたで引き継いでいく義務がある。開

発と保全とのバランスに十分に配慮するなど、すべての人々が連携して環境保全に取り組むことが重要である。

⑥ 健やかな子どもたちを育む

現在、町は少子化傾向にあるが、町の将来を担う子どもたちは宝であり、希望である。その子どもたちが安全で健やかに育むことのできる地域でなくてはならないことから、学校教育の充実はもちろんのこと、地域社会全体で子どものための様々なサポートに努めなければならない。

⑦ 時代のニーズに対応した行財政運営

地方分権や進行する少子高齢化、住民の生活圏の拡大などにより、過疎地域であっても、一定規模の能力（権限、財源、人材）を備えたまちづくりが不可欠となっている。また、町は自らの責任と限られた財源により、住民サービスの提供やまちづくりを効果的に推進しなければならない。これらに対応するために行政の効率化を図り、最小の経費で最大の効果を上げることが必要である。更なる住民サービスの向上と行財政の健全化及び効率化に努め、様々な場面での住民参画をすすめ、開かれた行政運営を推進しなければならない。

●基本方針

① ふるさと元気で誇りを持って働けるまちづくり（産業の振興）

効率的な産業基盤の整備を促進し、農林業をはじめ商工業、観光業など、交通の利便性を活かした各種産業の活性化を推進する。また、企業の誘致や中小企業の支援に取り組むなど、雇用機会及び町民所得の向上を図り、誰もが健康で自らに誇りを持って働ける地域の実現に努める。

② 人とモノ、情報がスムーズに行き交うまちづくり

（交通通信体系の整備、情報化及び地域間交流の促進）

生活や産業の基盤となる道路や公共交通を総合的に整備し、町民の利便性の向上を図り、産業の発展へ繋げる施策を実施する。また、ICT社会の構築に向けて地域の情報化に取り組み、人とモノ、情報がスムーズに行き交い、新しい社会コミュニケーションや経済活動に対応できる地域の実現に努める。

③ 美しい自然に囲まれながら快適に生活できるまちづくり

（生活環境の整備及び自然環境の保護）

本町の豊かで美しい自然を、すべての人々が連携して保全に取り組み、子どもから高齢者まで、だれもがより安心して、衛生的で快適に暮らせる地域の創造に努める。

④ 子どもからお年寄りまで、心身ともに健やかに暮らせるまちづくり

（高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進、医療の確保）

町民一人ひとりが健康で明るい生活を送れるよう、保健活動や地域医療体制の充実を進める。また、高齢社会の時代にあることから、高齢者に関する保健・福祉事業の充実を図るとともに、社会的に不利な状況にある方への支援に積極的な取組みを推進する。

⑤ ふるさとに学び、思いやりの心と豊かな創造力を育むまちづくり

（教育の振興、地域文化の振興等）

情報化や国際化など急速な社会変化に対応でき、人を思いやり、豊かな創造力で未来

を拓く子どもを育てる学校教育体制を充実する。また、町民の芸術文化活動の促進や、地域文化の伝承に努め、誰もが誇れる「ふるさと下仁田」の創造に努める。

⑥ 町民と行政が手を取り共に歩むまちづくり（効率的な行財政と町民活動の推進）

町民に開かれた行政を推進するとともに、効率的で健全な行財政の運営を推進する。

また、地域づくり団体やボランティア・NPO（非営利団体）など、住民が主役の活動を支援し、共に行動することにより地域の活性化を目指す。

（5）計画期間

計画期間は、平成28年4月1日から平成33年3月31日までの5箇年間とする。

2 産業の振興

（1）**現況と問題点**

ア 農業

本町の農地は、耕地の多くが山間傾斜地に点在しているため、農業生産基盤の整備済み面積は全農地面積の18.4%と低い水準にあり、狭小で不整形な農地が多い。さらに、農道・用排水路などの生産基盤の整備が不十分であることから、その強化に取り組む必要がある。

本町の農家数は、636戸（平成22年現在）となっており、そのうち経営耕地面積0.3ha未満の小規模な自給的農家が66%と大部分を占めている。農業経済を支える販売農家は減少傾向にあり、従事者の高齢化や後継者不足などにより耕作放棄地の増加や特産品生産の減少などが危惧される。また、イノシシやサル、シカ等、有害鳥獣による被害が増加し、農業従事者の生産意欲を失わせる要因になっている。

生産技術の向上や作業の省力化、機械の共同利用・協業化など、経営基盤の強化支援を図るとともに、有害鳥獣対策を強化し、耕作放棄地を用いて農業体験の場を増やすなど農業従事者確保のための取り組みを積極的に実施する必要がある。

流通の面では、下仁田ねぎやこんにやくを始めとする特産品の生産と消費の拡大に努めるとともに、地域の特性に適した商品価値が高い作物の導入と低コスト化を図ることが重要である。

イ 林業

本町の林野面積は16,110haで、林野率は85%と高く、森林の所有形態別では、国有林が3,638ha(22.6%)、民有林が12,472ha(77.4%)となっている。人工造林面積は、これまでの拡大造林によって増加し、人工林率は54%(8,685ha)と比較的高く、間伐などの手入れを必要とする森林が大部分である。このため、現在においても森林組合との連携により計画的に林道、作業道などの整備を推進しており、林内路網密度（実森林面積に対する路網密度）は、林道4.2m/ha・作業道16.8m/ha（平成25年度現在）となっているが、適正な森林管理、効率的な保育などを行うには十分ではない状況にある。今後とも、自然環境に配慮しながら、効率的な林業生産活動の基盤を整備していく必要がある。

また、所有者の世代交代により林地管理が行き届いておらず、その所有境も不明確になりつつあり、事業施工などに支障をきたす恐れがある。計画的森林整備事業など林地の管理・整備対策も重要な課題である。

本町の林業経営体数は91経営体（平成22年現在）であるが、保有山林5ha以下の零細経営体が圧倒的に多く、農業と同様、林業従事者の高齢化や後継者不足の問題を抱えている。

また、国際的な価格競争による国産木材の需要減退、価格の低迷、経営コストの増大など、林業を取り巻く状況は厳しくなっている。

木材の最大の需要先である建築分野においても、商品に対する品質の要求が高まっており、加えて間伐材のさらなる有効活用も求められている。このことから、生産技術の向上、作業の省力化などに積極的支援に取り組み、林業全体の経営近代化と林業従事者の確保・育成を強化していく必要がある。製材加工業の面でも同様に、木材加工施設の設備を充実し、消費者のニーズに対応できる加工流通体制の整備を図ることが重要である。

また、地球温暖化による CO2 削減に向けた自然環境保全対策として、森林資源が有する公益的機能の維持は優先課題であり、造林・下刈り・間伐などによる適切な管理が重要である。

特用林産物であるキノコの生産量は近年、減少傾向にある。生産技術が多様化し、産地間競争も厳しくなっているため、新しい生産技術の研究と導入を進め、さらなる品質の向上や流通の合理化が重要である。

ウ 地場産業の振興

本町における産業は、特産物であるこんにやくを原料とした精粉・食品製造業が主要なものとなっているほか、地域社会を根底から支える中小の電機関連製造業や建設業、木材加工業、鉱業などから成り立っている。しかし、事業所の多くは従業員が少ない小規模経営であることから、経営や雇用の面で不安定であるという課題を抱えている。

また、景気低迷による事業縮小などにより、雇用力は小さくなり、若年労働力の転出の大きな要因となっている。このことから、消費者の需要に対応した商品開発や技術の向上を図れるよう、各関係団体等と連携し、事業所設備の近代化や経営の健全化を支援していくなど、産業全般を押し上げていくことが重要である。

エ 企業誘致

本町の人口の減少は自然減よりも社会減が大きく、特に生産年齢人口（15～64歳）は、平成12年度からみると、平成22年度には1,743人（27.3%）の減少と流出傾向が続き、町の活力を失わせる要因となっている。この若年層の流出を防止するためにも、既存産業の育成はもちろんのこと、新規雇用確保や定住促進対策が重要である。

本町は地形的な条件は厳しい状況にあるが、上信越自動車道下仁田ICによる首都圏からのアクセスのしやすさと国道254号の要衝という交通利点や、環境良好地という好条件を活かし、産業の振興と合わせ、優良企業の誘致や産業誘致に積極的に取り組む必要がある。

オ 商業

本町の商店街は、下仁田市街地と本宿が中心となり、町内をはじめ南牧村・上野村を販売圏とした飲食店、食料品店、日用品の小売店などから形成されている。湯の沢トンネルの開通により多野広域圏からの需要は増えているが、平成6年には235店舗あった小売店数は、過疎化の進行とともに減少し、平成19年には156店舗になっている。町外の郊外型多機能大型店舗の増加、自家用車でのレジャー的買物志向などもから、町内住民の近隣市への依存度は高く、商店経営は一段と厳しくなっている。

今後も、経済の動向や消費者の需要を的確にとらえながら、様々な観光振興と連携するなど、商工会を始めとする関係団体と共同し、個性的で新しい活性化対策を推進する。

カ 観光

本町は、妙義荒船佐久高原国定公園の表玄関に位置し、妙義山中之岳・神津牧場や荒船

山などの景勝地を有し、四季の変化に富み、自然の観光資源に大変恵まれている。年間の観光入込客は、余暇時間の増大などに伴い、昭和の後半からは着実な伸びを示してきた。しかし、交通網の発達やレクリエーションの多様化などから、通過型が多くなり、入込客数は減少している。

温泉施設「荒船の湯」や「ほたる山公園」、「道の駅しもにた」、「こんにやく手作り体験道場」など日帰り観光に対応した施設は整備されてはいるが、より観光客の誘致を図り、様々な需要の変化に的確に対応するためには、地域の特性を活かした新たな観光資源の開発、レクリエーション施設の整備、インターネットを活用した積極的な情報提供を推進するなど、地域ぐるみで魅力ある観光地づくりに取り組まなくてはならない。

また、世界文化遺産「富岡製糸場と絹産業遺産群」の構成資産である「荒船風穴」の保全はもちろんのこと、観光資源のひとつとして結び付けていくことも重要である。

平成 23 年には「下仁田ジオパーク※1」として日本ジオパークに認定され、荒船風穴や妙義山・荒船山などの観光スポットにより付加価値を付けたジオツーリズム※2の推進や農林業体験などのグリーン・ツーリズムを推進し、滞留時間の延長を図るなど複合的な施策が重要である。

※1 ジオパーク：地球活動の地質遺産を主な見所とする自然の中の公園。ユネスコの支援により 2004 年に設立された世界ジオパークネットワークにより、世界各国で推進されている。2015 年 11 月にユネスコの正式プログラムに登録された。

※2 ジオツーリズム：地質や地形、岩石など地球科学的な現象に対して興味や関心を持ち、知識と理解の獲得を目指す観光。

(2) **その対策**

ア 農業

- ・地形や地域の実情に合わせた農業基盤の整備を継続し、生産性を強化する。
- ・農地中間管理機構を活用し、担い手農家への農地集積・集約化を促進させることで、耕作放棄地の発生抑制と解消を図り、国土の保全に努める。
- ・農産物の「食の安全性」を求め、消費者が安心して購入できる生産体制の確立に努める。
- ・農産物の「地産地消」に取り組み、生産者と消費者の交流を促進し、「安全な食材」に対する信頼関係の構築を図る。
- ・新規作物の導入、省力化機械の導入など近代営農を促進する。
- ・下仁田ねぎやこんにやくなどの特産物において、ブランド化をより一層推進し、「品質」を追求した農林産物の振興を図る。
- ・「しもにたブランド」を効果的に活用・宣伝し、消費者の購買意欲を促進する。
- ・若者や定年退職者などの就農希望者を支援するとともに、農業後継者の確保と育成対策を図る。
- ・農業体験が可能な体制づくりを整え、地域間交流やグリーン・ツーリズムを積極的に実施する。
- ・貸農園など農業に親しむ場の提供を推進する。
- ・有害鳥獣による農作物被害を減少させるため、農地周辺の環境整備や有害鳥獣の個体数管理を進めるとともに、電気牧柵設置などの被害防除対策を推進する。
- ・作業効率が比較的悪く、また、後継者の減少が激しい山間急傾斜地農業の維持、支援に努める。
- ・農業災害の未然防止など、適切な災害対策に努める。

イ 林業

- ・計画的な森林環境整備を推進し、林地の管理・整備対策に努める。
- ・地域林業の担い手である下仁田町森林組合を支援する。
- ・木材生産技術の向上や作業の効率化、加工流通体系の整備などに取り組み、林業経営の健全化を支援する。
- ・町内加工施設の設備・機材の充実を図り、消費者の需要に合った木材の製造と間伐材の有効利用を推進する。
- ・地場産の杉材「かぶら材」のブランド化を推進する。
- ・森林の適切な造林、間伐などを行い、森林が有する公益的機能の維持・向上に努める。
- ・森林ボランティアなど住民参加による森林保全活動を促進する。
- ・林業のイメージアップを図るとともに、林業従事者の育成と就業を支援する。
- ・特用林産物であるキノコの生産・出荷体制の充実を図る。
- ・森林や林業を学び体験する場や「親と子の木工教室」など林産物に触れる機会を提供する。
- ・遊歩道の整備など、ゆとりある森林空間の創出に努める。
- ・CLT工法による森林活用を推進する。

ウ 地場産業の振興

- ・融資制度の利用を促進し、起業及び経営の合理化と人材育成を支援する。
- ・こんにゃくや下仁田ねぎなど、特産品を活用した新しい食品開発を支援する。
- ・各企業が保有する独自技術の強化を支援し、ものづくり産業の発展を促進する。
- ・地域資源の発掘に努め、産業活用を図る。
- ・企業や商工業者による活動団体を支援するなど、労働力確保を目指した労働環境づくりを推進する。
- ・商工会、森林組合等、関係団体と連携し、産業間交流を促進する。

エ 企業誘致

- ・上信越自動車道下仁田ICを利用した物流の要衝としての立地条件を活かし、積極的に企業や事業所の誘致に取り組む。
- ・企業進出のための支援体制を整える。
- ・地場産業に関連した産業誘致対策を図る。
- ・就労状況を把握し、関係機関との連携により就労支援体制を整える。

オ 商業

- ・町単独融資の継続と県制度融資の活用推進を図り、商業経営を支援する。
- ・後継者の人材育成を推進する。
- ・商工会など商業団体の育成を図り、事業活動を支援する。
- ・起業家に対する起業支援を図る。
- ・景観整備など、地域の特色を活かした商店街の活性化を図る。
- ・観光施策と連携をした商店街振興策の創意工夫を図る。

カ 観光又はレクリエーション

- ・町の観光施設の充実、地域の特性を活かした観光施設の整備を推進する。
- ・観光地への道路整備、看板などのサイン整備を図る。
- ・町のイメージアップにつながる、主要道などの景観整備を促進する。
- ・観光施設の設備を充実させるとともに、サービスの向上に努める。

- ・妙義山、荒船山、神津牧場などの観光地をルート化し、観光客の増進と滞在時間の延長を図る。
- ・観光協会や商工会などと連携して、季節に応じた特色あるイベントを開催し、町のイメージアップに努める。
- ・飲食店と連携した「食」のまちづくりを進める。
- ・観光協会など各種団体と連携を密にし、事業運営を積極的に支援する。
- ・町内外の観光ネットワークを充実させ、インターネットによる積極的なPRを推進する。
- ・マスメディアなどを積極的に活用し、特産品などのPRに努める。
- ・ジオパーク推進事業と連携するなど、歴史文化財等の地域資源とのネットワーク化を図り、観光資源として活用を図る。
- ・各地域の伝統的な芸能・行事の継承活動やまちおこし事業を支援し、観光資源として活用を図る。
- ・農業体験など新たな観光振興策として、グリーン・ツーリズム事業の実施を図る。
- ・世界文化遺産「富岡製糸場と絹産業遺産群」の構成資産「荒船風穴」を観光資源として活用を図る。

(3) 計画

事業計画（平成28年度～32年度）

自立促進 施策区分	事業名（施設名）	事業内容	事業 主体	備 考	
1 産業の振興	(1)基盤整備 林業	林業作業道整備	開設改良補助 W=2.0m~3.0m L=50,000m	町	
		山神上ノ原線	開設 W=3.0m L=1,900m	町	
		稲倉高倉線	開設 W=4.0m L=600m	町	
			改良・舗装 W=4.0m L=981m	町	
		栗山線	改築 W=4.0m L=1,000m	町	
		丸岳線	改良・舗装 W=4.0m L=500m	町	
		中之岳線	改良・舗装 W=5.0m L=2,500m	町	
		奥山六車線	改良 W=5.0m L=500m	町	
		御場山線	改良・舗装 W=4.0m L=1,000m	町	
	(3)経営近代化施設 林業	森林・林業再生基盤づくり交付金事業	木材処理加工施設等	町	
	(8)観光又はレクリエーション	道の駅整備	施設増設・周辺整備	町	
	(9)過疎地域自立促進特別事業	森林整備地域活動支援交付金	森林施業計画 1,820ha	町	
		有害鳥獣対策（捕獲）	有害鳥獣捕獲対策	町	
	(10)その他	間伐促進対策	間伐等促進対策	町	
		中山間地域等直接支払交付金	耕作維持・多面的機能保全事業	町	
		特用林産物の振興	きのご生産施設補助	町	
		ぐんまの緑の県民基金事業	森林整備（市町村提案型事業）	町	
		耕作放棄地対策事業	耕作放棄地解消対策	町	
		グリーン・ツーリズム事業	都市交流事業	町	
		有害鳥獣対策（防除）	有害鳥獣防除対策	町	

3 交通通信体系の整備、情報化及び地域間交流の促進

(1) 現況と問題点

ア 道路・橋梁

平成5年に上信越自動車道下仁田ICが開通して以来、近年では年間約120万台・1日平均約3,300台の自動車が入出、本町の交通環境は大きく変化してきた。

本町を貫く重要な幹線道路国道254号は、周辺の県道を含め、大型車両の通行の増加に伴い路面の老朽化が進んでいる。また、幅員が狭い箇所があり往来に支障をきたし、子どもたちの通学などに危険を及ぼす恐れがあるため、適切な改良が望まれている。また、道路災害及び積雪等の非常時に迂回路がなく孤立状態となってしまう集落もあるので、早期開通できる態勢を確立し対応していかなければならない。

町道は347.9kmの実延長を有し、路線数は1,515本となっている(平成25年)。整備状況は次表のとおり十分な状況ではないため、景観や地域の実情に配慮しながら、継続して整備を進めていく必要がある。

イ 農林道

農林道は、急峻な地形が多いことから整備状況は依然として低い状況にある。今後も自然環境に配慮しながら、県代行事業による整備など関係機関と連携の上、効率的な生産活動の基盤を計画的に整備していく必要がある。

道路の状況 (H26.3 現在)

区 分		県道		町	
		主要地方道	一般地方道	町道	農林道
実延長 (a) km		31.7	30.0	347.9	84.2
内訳 km	舗装済延長 (b)	30.0	24.7	188.9	38.8
	改良済延長 (c)	19.1	20.2	112.1	41.7
	自動車交通不能延長 (d)	1.2	5.2	66.1	1.1
舗装率 b/a		94.6%	82.3%	54.3%	46.1%
改良率 c/a		60.3%	67.3%	32.2%	49.5%
交通不能率 d/a		3.8%	17.3%	19.0%	1.3%

橋梁の状況 (H26.3 現在)

区 分	全橋梁		内訳				荷重制限橋		交通不能橋		永久橋率		
	(a)		永久橋(b)		木橋						(b)/(a)		
	橋数	延長	橋数	延長	橋数	延長	橋数	延長	橋数	延長	橋数	延長	
県道	主要地方道	28	601.7	28	601.7	—	—	—	—	—	—	100.0%	100.0%
	一般県道	21	316.6	21	316.6	—	—	—	—	—	—	100.0%	100.0%
町道		233	3,056	216	2,956	17	100	3	52	40	330	92.7%	96.7%

ウ 情報化

情報通信技術の発展はめざましいものがあり、情報の伝達・収集や商品取引など社会経済活動を大きく変化させ、日常生活に欠かせないものとなっている。将来においても情報技術やネットワーク化の進化は必須であり、まちづくりにおいても多くの可能性を持っており、その変化への対応が望まれている。町内ほぼ全域に高速通信環境が整い、地域間における情報格差が解消されつつある。しかし、携帯電話などの移動体通信サービスにおい

て、電波が届かず利用できない地域が一部あることから、その環境整備が求められている。

エ 地域間交流

本町では、「下仁田ねぎ祭り」「妙義山下仁田さくら祭」「神津牧場花まつり」など、数多くのイベント事業を実施し、県内外から多くの人を訪れる。また、県外のイベントや移住説明会などに積極的に参加し、特産物宣伝など町のアピール活動を継続して実施している。

また、日本ジオパークネットワークや世界遺産会議、日本風穴サミットなどにも積極的に参加し、地域間交流も増加傾向となったが、都市住民との交流事業など継続している交流は少なく、移住者による人口増加へ繋がる地域間交流は不十分な状況である。農林業体験や地域環境資源を活用した教育体験活動など、関係団体と連携の上、受入施設の整備とともに交流事業を展開していく必要がある。

オ 公共交通

① 電鉄

上信電鉄株式会社が経営する上信電鉄は、本町から高崎市までを結ぶ重要な交通機関であり、高校生の通学や高齢者の通院など、交通手段を持たない町民の生活に欠かすことのできないものとなっている。しかし、自動車交通便の向上や少子化の進行にともない、乗客数は減少をたどり、今後も厳しい状況が予想される。このため、運行を支援するとともに、観光振興に繋げる施策や利便性を向上させる創意工夫など乗客増加を促進する施策を上信電鉄や県、沿線市町村と協力しながら推進する。

② 路線バス

本町では、スクールバスを一般利用者に開放する「一般混乗化」と昼間の時間帯は市町村運営有償運送によるバス運行をしている。馬山線・青倉線・中之岳線・市野萱線・初鳥屋線の5路線を運行し、児童・生徒の通学や高齢者の通院・買い物など、町民の「足」として欠かすことのできないものとなっている。しかし、利用者は減少しており、その運営も大変厳しい状況が続いている。このため、今後の運行を継続するためにも、利用促進対策やスクールバス事業との連携施策など効率的な運行に努めていく必要がある。

(2) **その対策**

ア 道路・橋梁

- ・地域住民の生活環境の向上と地域産業の発展のため、町道を計画的に整備する。
- ・町道の道路幅員の拡幅や改良舗装を計画的に推進する。
- ・歩道の整備促進など安全対策に努める。
- ・道路の現状を把握し、道路管理を徹底する。
- ・交通の激しい国道 254 号及び県道の計画的な整備改良を関係機関に積極的に要望するとともに、安全で利便性の高い幹線道路の整備を図る。
- ・道路災害時等に迂回路がなく孤立状態となってしまう集落への道路を早期開通できる態勢を整え、道路災害対策に努める。

イ 農林道

- ・農林道の開設、改良、舗装を計画的に推進する。
- ・県過疎代行業業として林道奥山六車線を開設し、林道整備を図る。

ウ 情報化

- ・防災行政無線の安定した通信体制整備に努める。
- ・事業者と連携の上、移動通信用施設整備を促進する。
- ・保健・福祉・医療・教育などへの情報通信技術の活用を調査・研究し、施策検討を図る。
- ・ICTを利活用し、生活環境の利便性向上を図る。

エ 地域間交流

- ・交流事業推進のための受入れ体制の整備と人材育成を図る。
- ・耕作放棄地を活用した農業体験や木工体験などのグリーン・ツーリズムの促進を図る。
- ・地域資源を活用した魅力あるツアー routes の策定など、関係団体と連携を図り、新たな地域間交流施策を図る。
- ・ジオパーク推進事業拠点として、「下仁田町自然史館」の整備・充実を図る。
- ・世界文化遺産「荒船風穴」の受入・ガイダンス施設として、「下仁田町歴史館」の整備・充実を図る。

オ 公共交通

① 電鉄

- ・上信電鉄の運行や駅周辺整備など、支援・協力を推進する。
- ・上信電鉄、上信電鉄沿線市町村連絡協議会と協議を行い、利用者の利便性の向上を図る。
- ・上信電鉄が行うイベントを支援し、利用客の増加対策を推進する。
- ・町の歴史文化の魅力を発信する拠点として、駅を含む周辺をまちづくりに活用し、景観に配慮した整備を図る。

② 路線バス

- ・バス運行を継続し、住民の移動手段としての機能維持を図る。
- ・安心・安全を最優先に、利便性が高く、効率的な運行の検討・実施に努める。

(3) 計画

事業計画（平成28年度～32年度）

自立促進 施策区分	事業名（施設名）	事業内容	事業 主体	備 考	
2 交通通信体系 の整備、情報化 及び地域間交流 の促進	(1)町道 道路	不通～長割 線	開設 W=6.75m L=75.2m	町	
		町道0210号（さくらの里）線	改良 W=4.0m L=720m	町	
		宮室～下郷～南牧線	開設 W=5.0m L=1200m	町	
		町道2061号（下横瀬）線	改良 W=4.0m L=110m	町	
		町道4333号（本宿～目明石）線	改良 W=4.0m L=320m	町	
		町道2135号 （馬山バイパス若宮）線	改良 W=4.0m L=60m	町	
		町道4380号（内山工区）線	改良 W=5.05m L=370m	町	
		町道1090号（下の平）線	改良 W=4.0m L=130m	町	
		町道2609・2614号（北田）線	改良 W=5.0m L=200m	町	
		町道東団地線	開設 W=5.0m L=250m	町	

自立促進 施策区分	事業名（施設名）	事業内容		事業 主体	備 考
	橋りょう	町道0121号（根小屋橋）線	補修 W=5.1m L=11,33m	町	
		町道0205号（中郷橋）線	補修 W=4.0m L=15,5m	町	
		町道4336号（長原橋）線	補修 W=2.5m L=25,9m	町	
		町道3318号（3001号橋）線	補修 W=2.7m L=18,9m	町	
		その他	側溝整備	L=500m	町
	(2)農道				
		上の原地区農道	改良舗装 W=4.0m L=300m	町	
		広畑地区農道	改良舗装 W=3.0m L=970m	町	
		下ノ平地区農道	改良舗装 W=4.0m L=250m	町	
		権現平地区農道	改良舗装 W=4.0m L=720m	町	
	(3)林道				
		藤畑藤井線	開設 W=5.0m L=2,000m	町	
	(6)電気通信施設等情報化のための施設				
	その他の情報化のための 施設	固定資産税 課税客体調査委託	画地認定・異動修正・地番図、家屋現況 図作成・システムデータ差替等	町	
			評価替えに係る鑑定委託	町	
			航空写真撮影	町	
			家屋全棟調査	町	
		証明書コンビニ交付サービス事業	コンビニ交付サービスシステム導入	町	
		情報ネットワークシステム運用	Web版切り替え・システム更新・改修	町	
	(7)自動車等				
	自動車	バス購入	ワゴン車購入	町	
	(11)過疎地域自立促進特別事業				
		上信電鉄補助	補助金5年間	町	
	路線バス運行	委託金5年間	町		
	橋梁点検	橋梁点検業務委託	町		

4 生活環境の整備

(1) 現況と問題点

ア 上水道施設

① 上水道

本町の上水道事業は、昭和 29 年の創設以来、6 次におたる拡張を行い、配水管延長は 47,880mにまで拡大しているが、給水人口は 4,973 人(2,308 戸)となり、過疎化に比例して減少傾向にある(平成 25 年度)。

なお、本町では、簡易水道 12 カ所、小水道 13 カ所の施設が設置されているが、平成 27 年度より簡易水道 10 カ所、小水道 8 カ所が上水道事業に統合され、残り 7 カ所については、地元水道組合の運営となった。

施設や配水管の老朽が著しい箇所や石綿管使用箇所が 2,492m(5.2%)あるため、今後とも計画的な改善を行い、安定給水に努めていく。

○上水道普及の推移

年度\区分	給水戸数（戸）	給水人口（人）	1日あたりの給水量（m3）
平成7年度	2,098	5,425	2,168
平成17年度	2,504	5,929	2,317
平成22年度	2,376	5,330	1,984
平成25年度	2,308	4,973	1,810

（建設ガス水道課資料）

○旧簡易水道普及の推移

年度\区分	給水戸数（戸）	給水人口（人）	1日あたりの給水量（m3）
平成7年度	1,755	5,742	1,238
平成17年度	1,430	3,542	1,274
平成22年度	1,484	3,747	1,640
平成25年度	1,436	3,304	1,553

（建設ガス水道課資料）

イ 下水処理施設

本町は、鎚川の上流に位置し、広大な森林で育まれた水を都市部へ送る水源のまちとして重要な役割を担っており、責任のある排水処理など環境配慮に努めていかなければならない。しかし、山間地が町の大半を占め、また平坦部も家屋密集地が多いなどの立地的問題から、公共下水道の整備には至っていない。

浄化槽整備事業の実施により、合併浄化槽の設置は増加してはいるが、既存家屋への普及が難しい状況にある。合併浄化槽設置の一層の普及促進を図るとともに、密集地域での小規模下水処理施設を検討するなど、条件に合わせた適切な下水処理施策を推進する。

ウ 廃棄物処理施設

ごみ及びし尿は、南牧村との一部事務組合「甘楽西部環境衛生施設組合」が処理事業を実施している。収集は民間委託業者が実施しており、同組合施設に搬入され、ごみの種類により焼却・資源リサイクルされている。し尿も許可業者により収集・搬入され、適切な処理が行われている。平成12年度からごみ分別収集が開始され、収集場所は、町内414カ所に設置されている。

平成7年度から「下仁田南牧クリーンセンター」「清掃センター」「リサイクルセンター」「クリーンポケット」の大型事業が順次完成し、効率的かつ衛生的で安全な処理が可能となり、ごみのリサイクル処理量も増加している。今後も、これら施設の機能を十分に発揮し、ごみ分別化の再分化など、資源循環型処理を拡大させ、美しい自然と生活環境の保全に努めなければならない。

エ 消防施設

本町には、「富岡甘楽広域市町村圏振興整備組合」による下仁田消防署と、西牧地区に分遣所が設置されている。非常備消防については、5分団162名からなる消防団を組織し、非常事態に備えている。しかし、団員の高齢化や若者の町外流出などの理由により、定員の確保が困難な状況にあるため、団員の確保対策が必要である。また、町内各地には消防ポンプ車や防火水槽などの各種消防設備が配置されているが、今後ともさらなる充実と老朽化設備の更新が必要である。

オ 公営住宅

本町の公営住宅は、計7カ所78戸（うち特定公共賃貸住宅が1カ所4戸）があるが、

需要が多く、常に空室は少ない状態である。また、「緑ヶ丘団地」が耐用年数を経過し、老朽化が激しい状況にあるため、今後は現代の生活スタイルやニーズに合った新たな公営住宅の建設が求められている。

カ その他

① ガス供給施設

本町のガス供給事業は、国際石油開発帝石株式会社の「帝石パイプライン東京ライン」から分岐を受け、昭和 39 年以来、区域内にガスを供給するとともにガス器具の紹介や販売を行っている。ガスの供給戸数は、町内 3,467 戸の内 1,372 戸で導管延長は 36,304m (供給面積 11.5 km²) となっており(平成 25 年度)、今後とも計画的な施設整備、維持管理を行うとともに、安定供給と安全の確保に努めていく。

○ガス供給普及の推移

年度\区分	供給戸数 (戸)	1日あたりの供給量 (m3)
平成7年度	1,677	3,185
平成17年度	1,561	2,768
平成22年度	1,430	2,551
平成25年度	1,372	2,421

(建設ガス水道課資料)

② 防災対策

自然災害としては、地震や台風が想定されるが、近年、地球規模での異常気象により、降雨量の多い長雨や豪雨が多く発生することから、本町でも山地及び河川災害の危険性が高くなっている。万が一の災害の場合には、「下仁田町地域防災計画」により対応するが、そのためには防災訓練を十分に実施するなど、常に不測の事態に備えた危機管理体制を整備しておくことが重要である。また、本町には土石流危険渓流や急傾斜地崩壊危険箇所などが多く、これらの災害から町民の生命や財産を保全し、安全で安心できる暮らしを実現するために、適切な治山事業・排水路整備・河川改修などを実施する必要がある。

③ 環境保全対策

本町は美しい山並みや清らかな溪流など、豊かな自然に恵まれ、その恩恵を受けながら町の歴史は築かれてきた。この素晴らしい環境を守るため、住民一人ひとりの環境に対する意識を高め、住民、事業者、行政が連携して保全に取り組む必要がある。また、公害などが発生した場合には、関係機関と連絡を密にし、行為者に対しては規制値の遵守や原状復帰など、適切な指導を行っていく必要がある。

④ 景観対策

本町は豊富な自然に恵まれ、多くの景勝地があり、また世界文化遺産「富岡製糸場と絹産業遺産群」の構成資産である「荒船風穴」を始め、貴重な歴史的文化的文化遺産が多い。これら自然の景勝地や歴史的文化的文化遺産、風情ある町並みなどを守り、町民一人ひとりが親しみと愛着と誇りの持てるまちの風景を次世代に引き継いでいくため、景観計画に基づき、まちづくりをしていく必要がある。

(2) **その対策**

ア 上水道施設

① 上水道の整備

- ・老朽化施設の更新及び漏水対策など(老朽管及び石綿管の布設替え)を計画的に実施し、安定給水に努める。
- ・水道料金の適正化を図り、水道事業経営の健全化に努める。

イ 下水処理施設

- ・生活排水処理対策の必要性、浄化槽の設置・管理の重要性について、広報・啓発活動を実施し、住民への周知を図る。
- ・各家庭への浄化槽の設置・運営管理を行い、美しい河川の保全を推進する。
- ・地域条件により、小規模集合処理施設などの適切な処理方法を検討する。

ウ 廃棄物処理施設

- ・廃棄物処理に関する法令を厳守し、適正な廃棄物処理施設の運営を徹底する。
- ・資源物のリサイクル活動やごみ分別収集など、ごみ減量化を促進する。
- ・生ごみ処理機購入などごみ減量化や資源リサイクル化対策への補助制度を充実する。
- ・ごみ分別の細分化を図り、資源の循環型システムを構築し、自然環境への負担を最小限に食い止めるよう努める。
- ・し尿処理施設の適正な運営に努め、維持管理を徹底する。

エ 消防施設

- ・老朽化した消防車などの計画的な更新を推進する。
- ・消防機器及び防火水槽などの消防水利設備の整備を推進する。
- ・近代的消防資機材を整備し、消防力の強化を図る。

オ 公営住宅

- ・入居者のニーズにあった町営住宅を建設し、定住を促進する。
- ・老朽化する町営住宅の改修を推進する。

カ その他

① ガス供給施設

- ・ガスホルダー開放検査を定期的を実施する。
- ・ガス本管・導管の整備を行い、整圧器などの計画的な維持管理に努め、保安及び安定供給を徹底する。
- ・低料金供給に努めつつ、計画的ガス事業経営を推進する。
- ・ガス使用者への保安啓発活動を推進する。

② 防災対策

- ・「下仁田町地域防災計画」に基づき、正確な災害情報の把握や迅速な避難勧告を行うなど、危機管理体制の整備を推進する。
- ・不測の事態に備えた防災訓練や講習会を実施する。
- ・備蓄物資の確保に努める。
- ・隣接する市町村や関係機関と連携を図り、広域的防災体制の確立に努める。
- ・防火・防災知識の普及と防災に対する町民意識の高揚を図る。
- ・行政区などによる自主防災活動を支援する。

- ・自然災害を未然に防止するため、適切な治山事業・保安林整備・排水路整備・河川の護岸整備などを関係機関と連携の上、計画的に推進する。

③ 環境保全対策

- ・住民、事業者、行政が連携して環境の保全に取り組む計画を策定し、これを推進する。
- ・町内事業所による河川の汚濁について、関係機関との連携により改善に向けた指導を行う。また、臭気指数規制により、町内事業所からの悪臭被害に対処する。
- ・自動車騒音や排出ガスについて、関係機関に対策措置を要望する。
- ・家畜の糞尿の適切な処理を推進し、環境に配慮した畜産経営の確立を支援する。
- ・山林や農地の公益的機能を保持するため、関係機関と連携し、適正な管理、対策を推進する。
- ・苗木配布会の開催や「緑の少年団」の育成など緑化推進対策を実施する。
- ・在来植物の保全と町内の貴重な生きものの保護に取り組む。
- ・環境教育を推進する。
- ・省資源化、温室効果ガスの排出抑制に対する省エネルギー運動を推進する。
- ・下流地域に水源環境の保全協力を呼びかける広報活動を行う。

④ 景観対策

- ・景観計画に基づき、景観に配慮したまちづくりを推進する。
- ・「もみじライン」や「あじさいライン」など景観を統一した沿道づくりを促進する。
- ・環境美化に関する条例により、ごみのポイ捨て禁止やごみの持ち帰りなど啓発活動を推進する。
- ・美化活動や沿道づくりを行う地域活動団体に対し、必要な支援を行う。
- ・観光看板のサインに統一性をもたせるなど、景観イメージの固定化を図る。
- ・主要道沿道の森林について、間伐や除伐を促進するなど、明るく美しい町のイメージ保持に努める。

(3) 計 画

事業計画（平成 28 年度～32 年度）

自立促進 施策区分	事業名（施設名）	事業内容		事業 主体	備 考
3 生活環境の 整備	(1)水道施設				
	上水道	水道本管布設替え	L=3,000m	町	
	(2)下水処理施設				
	その他	浄化槽市町村整備推進事業	浄化槽設置	町	
			維持管理	町	
	(3)廃棄物処理施設				
	ごみ処理施設	清掃センター施設整備	耐震補強工事	衛生 組合	
		最終処分場整備	施設改善工事	衛生 組合	
	(5)消防施設				
		防火水槽設置	II型4Ot 9基	町	
	消防引き入れ道整備	改修・補修	町		

自立促進 施策区分	事業名（施設名）	事業内容		事業 主体	備 考
		消火栓整備	新設・補修	町	
		消防ポンプ自動車	CD-I型4WD 2台	町	
		消防小型ポンプ付積載車	小型ポンプ B3級 1台	町	
		消防詰所整備	消防詰所建設	町	
	(6)公営住宅				
		町営住宅建設	5棟 12戸	町	
		町営住宅管理	町営住宅改修	町	
	(7)過疎地域自立促進特別事業				
		定住促進奨励金	新築1戸につき250,000円を支援	町	
		環境美化巡視事業	環境美化巡視・清掃活動	町	
		ぐんまの木で家づくり支援事業	構造材・内装材補助	町	
		ガソリンスタンド維持継続事業	ガソリンスタンド維持継続補助金	町	
		情報端末活用生活環境整備	端末機購入・利用料・ICT整備	町	
	(8)その他				
		ガス本管布設替え	L=6,500m	町	
		馬山ハイパス景観整備	あじさい園遊歩道整備	町	
		防災用備蓄食料	備蓄食糧700人3日分	町	
		治山治水対策	県単治山負担金	県	
		木造住宅耐震診断派遣事業	耐震診断者派遣費用 1件30,900円	町	
		木造住宅耐震改修補助事業	改修費用の1/2補助 80万円上限	町	
	河川水質監視事業	町環境基本計画に基づく河川水質検査	町		
	公園整備	スポット公園整備	町		
	交通指導車	ハイブリッド車 1台	町		

5 高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進

(1) 現況と問題点

ア 高齢者福祉

本町の国勢調査による65歳以上の高齢者比率は、平成12年の30.6%から平成22年で39.8%にまで増加し、今後ともこの比率は増加するものと予想される。若年層の流出などにより、一人暮らしや老夫婦のみの高齢者世帯が増加し、近年では、近隣の人々とふれあう機会が少なくなり、突然の災害や病気などに不安を抱いている高齢者は少ない。

福祉事業は町の重要施策として年々拡大し、健康の増進と介護予防、在宅福祉サービスや生きがいつくりの推進など、介護保険事業や老人保健福祉による様々なサービスが提供されている。今後も、「下仁田町老人保健福祉計画及び介護保険事業計画」に基づいて健康診査・健康教育・機能回復訓練・介護予防事業などの実施と充実に努めるとともに、町内の各種関係団体と連携し、地域に根ざした事業を展開していく必要がある。

本町には、特別養護老人ホームは「かぶらの里」と「山王」の2施設あるが、定員は常に満たされており入所待機者が発生している状況にある。要介護者が安心して生活を営めるよう、在宅福祉の充実を含めて、サービスの提供を検討していく必要がある。

イ 児童福祉

本町の国勢調査による0～14歳の人口比率は、平成12年から平成22年までに12.0%から7.7%へと減少し、さらに減少すると予想される。

少子化の進行に伴い、保育施設も町立保育所が平成21年度で閉所となり、現在は私立2所の運営により、119人（H26年3月現在）が入所している。今後も入所者数が減少していくため、運営環境は厳しい状況が予想されるが、子育て相談や保育体験を行う「保育園子育て事業」など、保育所の児童福祉における役割は拡大している。子ども・子育て支援新制度に基づく「下仁田町子ども・子育て支援事業計画」に即し、地域における子育ての支援などに関して、関係諸団体が連携した、きめ細かな取り組みを実施していく必要がある。

ウ 保健

① 健康づくり

本町では、「健康しもにた21」に基づき、各種健康診査を実施し、また、病気を未然に防ぐため保健指導や健康相談、学習会などを実施して町民の健康意識の向上を進めている。現在も保健事業を推進するにあたっては、町民の協力により、検診の勧めや取りまとめ、住民の健康状態の把握や連絡などを行っているが、今後とも全ての世代が健康で元気な生活を営めるよう、健康づくりに関する事業の充実を図るとともに、関係団体との連携を強化し、町民の健康増進の支援に努めていく。

② 母子保健

本町の出生児数は年々減少しているが、次代の社会を担う子どもたちの健やかな成長を第一に、母子保健計画「健やか親子21」に基づいて、母子保健各期において丈夫な子どもを生み育てるための支援をしている。今後も、地域ぐるみで支援する体制づくりを充分整え、親子の「体の健康」はもとより、「心の健康」へのケアも取り組むなど、安心して楽しく子育てができるまちづくりに努める。

(2) **その対策**

ア 高齢者福祉

- ・地域包括支援センターを核として、要援護高齢者及び一人暮らし高齢者やその家族に対し、必要なサービスが適切に受けられるように支援する。
- ・高齢者に対して、住み慣れた地域での自立的な生活を支援する。
- ・地域医療機関との連携をより強化し、高齢者個人にあったケアを適切にできる体制の整備に努める。
- ・公共施設などのバリアフリー化を推進する。
- ・老後における健康の保持を図るため、健康相談や訪問指導など適切な保健サービスを実施する。
- ・シルバー人材センターの活用支援や高齢者の知恵や特技を生かした世代間交流活動など社会参加のための環境整備を推進する。
- ・老人クラブ活動を充実させるとともに、各種スポーツ大会や文化活動を促進し、仲間づくりや元気高齢者の育成を図る。
- ・自主健康づくりの啓発に取り組む。

イ 児童福祉

- ・仕事と家庭の両立のための支援体制を整える。

- ・町民が利用しやすい保育サービスの提供や訪問による育児相談など、子育ての支援サービスの充実を図る。
- ・関係諸団体とのネットワークを形成し、地域の連携による支援に努める。
- ・子育てに関する関係制度の広報・啓発、情報提供などを積極的に推進する。
- ・定住促進対策や交通環境の整備などにより、安心して子育てできる生活環境の整備を推進する。
- ・家庭づくりの推進として、出会い交流の場を創造する。

ウ 保健

① 健康づくり

- ・「健康しもにた 21」を推進し、町民が健康で元気な生活を営めるよう支援する。
- ・各種の保健指導及び健康診査を充実し、疾病の予防と早期発見、早期治療を推進する。
- ・8020(80歳になっても自分の歯を20本以上保つことを目指す)運動を推進し、乳歯から永久歯までの歯科保健の充実を図る。
- ・地区組織活動を支援し、住民とともに健康づくりを促進する。
- ・食生活改善推進員の活動を通じて、町民に栄養及び食生活に関する知識を普及し、健康で明るい家庭づくりを推進する。
- ・各種の健康教育や健康相談を実施する。
- ・関心を持てる学習会や研修会の設営に努め、健康を考える機会を提供する。

② 母子保健

- ・乳幼児健診、予防接種などを定期的実施し、一貫した母子保健管理を推進する。
- ・子育て支援事業、健康相談、訪問など子育てのフォローアップの充実を図る。
- ・関係機関と連携し、地域ぐるみで子育てができる体制を整える。
- ・不妊不育治療の助成制度を拡充する。

(3) 計画

事業計画（平成28年度～32年度）

自立促進 施策区分	事業名（施設名）	事業内容	事業 主体	備 考	
4 高齢者等の 保健及び福祉の 向上及び増進	(7)市町村保健センター及び母子健康センター	保健センター施設整備	GHP・エレベーター交換・老朽化修繕	町	
		(8)過疎地域自立促進特別事業			
		保育事業	一時保育・障害児保育・延長保育	町	
		放課後児童健全育成事業	児童の居場所確保・提供	町	
		食の自立支援事業	高齢者への配食サービスで自立支援	町	
	(9)その他	がん検診事業	胃がん・乳がん・子宮がん・大腸がん・前立腺がん・肺がん検診	町	
		健康相談事業	精神保健相談、定期健康相談	町	
		健康教育事業	食育教室・生活習慣病予防教室・講演会等	町	
		感染症予防	インフルエンザワクチン接種等	町	
		結核予防事業	結核レントゲン撮影	町	
		緊急通報体制整備事業	高齢者へ緊急通報装置を貸与	町	
		介護予防教室	生活機能を維持・向上できるよう支援	町	

6 医療の確保

(1) 現況と問題点

本町における医療機関は1病院3医院、1歯科があり、これらの機関により町の医療活動が支えられている。なかでも、昭和53年1月に本町と南牧村で設立した下仁田南牧医療事務組合「下仁田厚生病院」は、富岡甘楽地域の二次医療圏に属し、主に下仁田、南牧地域の一般急性期と慢性期患者を対象とした地域の中核病院として重要な役割を担っている。

現在、「下仁田厚生病院」は、診療科目が内科、外科などの15科目があり、病床数は一般病床94床と、療養型病床50床の計144床が整備され、初期医療から介護までを含めた病院機能の充実が図られてきた。近年は、本町と南牧村の受診者だけではなく、湯の沢トンネルが開通したことから、多野地域からの救急・外来患者の利用も多い。

高齢化の進行に伴い、需要が増加する中、医師や看護師など、職員の確保に努めるとともに、経営の健全化及び施設整備・医療サービスの向上に向け支援する必要がある。

施設については平成23～25年度に改築工事が実施され、平成26年3月より新しい施設において日々多様化する地域の医療需要に対応している。

救急医療体制は広域医療体制の中で富岡甘楽広域市町村圏整備組合や他の医療機関との連携により対応しており、特に一部の高度救急については公立富岡総合病院に依存している。高齢者の核家族化が進行し、救急出動回数も増加傾向にあることから、救急医療・夜間診療など、救急医療体制についても充実を図っていく必要がある。

(2) その対策

- ・ 下仁田厚生病院の施設の充実、医療サービスの向上を支援する。
- ・ 常設科目の増加を医療事務組合に要望する。
- ・ 町内診療所をはじめ周辺医療機関との連携を図り、多様な町民ニーズに対応できる体制を整備する。
- ・ 保健、福祉との連携を図り、健康管理から一貫した医療、介護までが提供できる体制づくりを促進する。
- ・ 関係機関と連携を強化し、救急医療体制の充実を図る。

(3) 計画

事業計画（平成28年度～32年度）

自立促進 施策区分	事業名（施設名）	事業内容		事業 主体	備 考
5 医療の確保	(1)診療施設				
	病院	下仁田厚生病院医療機器整備事業繰出金	医療機器整備分繰出金	町	

7 教育の振興

(1) 現況と問題点

ア 学校教育

① 教育内容の充実

本町には、1校ずつの小学校（平成24年統合）と、中学校（平成16年統合）が隣接しており、児童193人・生徒159人（平成27年4月現在）が通学している。過疎化・少子化の進行により児童生徒数は減少をたどり、教育環境は厳しい状況にあるが、子どもたちの個性を尊重しつつ、学力向上を目指すとともに、思いやりの心や郷土愛にあふれる調和のとれた人格形成や、「生きる力」を持って社会に対応できる人材を育成していくことが重要である。

② 学校教育施設

小学校については、児童数の減少と各校舎の老朽化による耐震性不足などから、下仁田小学校1校への統合に伴い、建築工事が平成22～23年度において実施され、平成24年4月から安全で機能的な校舎による新たな小学校が開校となった。また、下仁田中学校体育館・武道場も老朽化により安全が確保できないことから、改築工事が進められ、平成23年度には完了した。順次各教育施設が更新してきたが、引き続き教育環境の変化に対応した施設整備が必要である。

また、学校給食共同調理場についても、昭和57年に建設され、機械設備や運搬車など老朽化が進んでいる。児童・生徒数の減少を考慮し、運営自体の効率化を図るため、小学校に併設した施設の整備を進めている。

スクールバスについては、平成24年4月からの小学校統合に合わせ、大幅な見直しを行い、児童生徒の安全確保、また一般利用者が混乗できるものとし、効率性・利便性を考慮した運行をしている。

イ 社会教育・生涯学習

住民の積極的な生涯学習は、楽しく心豊かなまちづくりに大きな役割を担っている。

現在も多くの学習グループ及び芸術文化団体が、「下仁田町公民館」「下仁田町歴史館」「下仁田町自然史館」「下仁田町文化ホール」などの施設を利用し、活動しているが、国際化や情報化、女性の社会進出や長寿社会の進展により、町民の学習活動はますます多様化・高度化している。施設面の未整備や指導者の人材適用が難しいなど、広がる学習活動のニーズに対応していくには、多くの課題がある。今後も、自主性、創造性、社会性に富み、全ての住民が文化的教養に満ちた「心の豊かさ」を実感できる生涯学習のため、基礎である社会教育活動の充実や指導体制の強化、施設整備などを推進していくことが重要である。

ウ スポーツ振興

スポーツ活動は健康や体力の維持増進だけでなく、心の活力を高め潤いある生活に重要な役割を果たしている。住民一人ひとりが個性や能力・体力に適したスポーツ活動に参加し、「健康で心豊かなゆとりある生活」を実現できる社会環境の整備が求められている。

本町には、馬山多目的グラウンド等の社会体育施設があり、多くの団体に利用されている。また、小学校の統合により学校体育館から社会体育館として利用している施設もあるが、老朽化している施設・設備もあるため、これらの充実を図る必要がある。

関係団体の協力のもと、年間を通して、スポーツ大会やスポーツ教室を開催しているが、今後とも健康づくりの観点も含め、年代に応じた生涯スポーツの推進に取り組むとともに、指導者の養成確保に努力していく必要がある。

(2) **その対策**

ア 学校教育

① 教育内容の充実

- ・家庭及び地域と連携して、思いやりの心と郷土愛を育む教育を推進する。
- ・自主的に判断し行動できる「生きる力」の育成を図る。
- ・子どもたちの学力の向上に必要な教育方法などを検討し、実施する。
- ・国際化に対応した、英語指導助手（ALT）等による外国語教育を積極的に進める。
- ・各学校の設備を十分活用し、効果的な情報教育を行う。
- ・心身ともに健康な児童生徒の育成を図るため、学校体育を充実する。
- ・スクールカウンセラーと連携を強化し、生徒の心のケアに努める。
- ・地域特性を活かした学習プログラムを充実する。
- ・放課後学習等を充実する。

② 学校教育施設

- ・老朽化した学校施設の計画的な新築、改修を実施する。
- ・スクールバスの運行により、児童・生徒の通学の安全性及び利便性を確保する。
- ・学校給食共同調理場施設の適切な更新及び効率的な運営を推進する。

イ 社会教育・生涯学習

a 学習環境整備

- ・多様化する学習ニーズを把握し、豊かで楽しい学習機会が確保できるよう、学習環境の整備を推進する。
- ・ジオパーク推進事業拠点施設である「下仁田町自然史館」の設備、世界文化遺産「荒船風穴」のガイドンス施設でもある「下仁田町歴史館」の設備を充実させ、幅広く学習活動の場として提供する。
- ・社会変革や住民の各期に応じた学習機会を提供する。

b 社会教育・生涯学習の充実

- ・地域の人材を積極的に活用するなど、学習内容の創意工夫を図る。
- ・文化活動及び自主活動団体の運営を支援する。
- ・生涯学習の啓発と積極的な情報提供を図る。
- ・青少年育成団体との連携を強化し、児童・生徒の学校外活動を支援する。
- ・人権教育の推進など、社会的課題や地域的課題について教育の場を創出する。
- ・下仁田町公民館図書室の蔵書を充実する。
- ・空き施設、空き校舎などの有効活用を図る。

ウ スポーツ振興

a スポーツ施設

- ・既存のスポーツ関連施設の維持・設備充実を図る。
- ・町民の健康・体力維持や憩いの場として活用する。

b スポーツ活動

- ・住民が積極的にスポーツに参加できるよう、各種行事内容の充実を図る。
- ・各種の生涯スポーツ教室を開催する。
- ・体育協会・スポーツ推進委員との連携を図り、生涯スポーツの普及促進を図る。
- ・広報などによりスポーツ活動に関する情報提供を行う。

- ・スポーツ団体及び指導者の育成と強化を図る。

(3) 計画

事業計画（平成 28 年度～32 年度）

自立促進 施策区分	事業名（施設名）	事業内容		事業 主体	備 考
6 教育の振興	(1)学校教育関連施設				
	スクールバス・ポート	通学対策	スクールバス購入 2台	町	
		給食施設	給食センター施設整備	調理場建設・配送車購入	町
	(3)集会施設・体育施設等				
	集会施設	集会施設建設	多目的集会施設新築	町	
(5)その他					
		通学対策	スクールバス運行事業	町	

8 地域文化の振興等

(1) 現況と問題点

本町の歴史的文化財には、国指定が 1、県指定が 1、町指定が 22 あるが、文化財保護・保存に関する施策を継続して推進していく必要がある。また、各地域に受けつがれてきた獅子舞などの郷土伝統芸能や工芸技術なども、若年層人口の流出により継承が厳しい状況にあり、これらの保存・伝承も重要な課題である。

「下仁田町は日本地質学上の宝庫」とも言われており、豊富な自然の中でも特に、根無し山(クリッパ)や中央構造線・本宿陥没などの地質学的特徴が注目されている。これらの町内に点在する町特有の地質遺産を「ジオパーク」として保存・活用していこうと自然学校が中心となり、講演会・野外観察会等の活動を行い、平成 23 年に「下仁田ジオパーク」として日本ジオパークに認定された。下仁田ジオパークの活動拠点として旧青倉小学校舎を利活用し、「下仁田町自然史館」へ再整備し、特色ある地域資源として啓発活動を続けている。平成 26 年 12 月には「日本ジオパーク下仁田応援団」も発足し、住民と一丸となって活動を行っている。

さらに、本町には「こんにゃく製粉工場」や「養蚕関連施設」、「中小坂鉄山」など、今日の日本経済の発展を支えた産業の近代化に関する貴重な文化遺産が多数残されている。平成 26 年には「富岡製糸場と絹産業遺産群」の構成資産である「荒船風穴」が世界文化遺産に登録された。これらの貴重な文化遺産等を保存管理し、地域文化の振興と共に観光や教育環境の向上に有機的に結びつけ、地域づくりに活かしていくことが重要な課題である。

(2) その対策

a 文化財の保存

- ・文化遺産や史跡の保存、貴重な民俗資料や文化財の調査記録などを含む資料の整備に努める。
- ・世界文化遺産「荒船風穴」の適切な保存・管理に努める。

- ・郷土文化の学習・伝習の拠点として、「下仁田町歴史館」の展示資料や特別展事業の充実を図る。
- ・世界ジオパーク認定を目指し、関係団体と連携の上、地質遺産の保存・活用を図る。
- ・伝統行事や伝統芸能・技術の保存、育成を支援する。

b 文化財の活用

- ・文化財を観光振興や学校教育・社会教育活動へ積極的に活用する。
- ・近代産業遺産を貴重な地域資源にとらえ、特に「養蚕関連施設」については、関係団体と連携しながら、保存・活用を促進する。
- ・世界文化遺産「荒船風穴」のガイダンス施設の役割を持つ「下仁田町歴史館」の整備・充実を図る。
- ・他地域との交流や町のPRに、伝承されている獅子舞などの無形文化財の活用を図る。
- ・ジオパーク推進の拠点として「下仁田町自然史館」を整備し、また、各ジオサイト（地質露頭場所）への遊歩道などを整備する。
- ・町内の自然や歴史・文化を活用した学習団体・文化団体を支援する。
- ・講演会・体験教室を開催し、町民の歴史・文化についての意識を高める。
- ・地質、文化遺産をルート化し、ジオツーリズムなど新たな観光資源として活用する。
- ・ぐんまの「たからもの」として登録された「ぐんまの絹遺産」に含まれる上野鉄道関連施設ほか町内に残る養蚕製糸関連資産を観光資源として活用する。

(3) **計 画**

事業計画（平成28年度～32年度）

自立促進 施策区分	事業名（施設名）	事業内容		事業 主体	備 考
7 地域文化の振 興等	(1)地域文化振興施設等 地域文化振興施設	世界遺産関連荒船風穴整備	荒船風穴保存整備	町	
		歴史館整備事業	耐震工事・バリアフリー工事	町	
		町史跡中小坂鉄山整備	坑道整備・トロッコ道整備	町	
		ジオパーク推進事業	自然史館整備、案内板等設置	町	
		ジオサイト整備事業	遊歩道・トイレ・駐車場整備	町	
		下仁田町文化ホール施設整備	改修工事・車購入	町	
		既存建造物活用	旧田島屋商店蒔絵工場整備	町	
	(2)過疎地域自立促進特別事業				
		世界遺産関連荒船風穴整備	荒船風穴整備活用基本設計	町	
	(3)その他				
	町史編さん事業	町史編さん・刊行	町		

9 集落の整備

(1) **現況と問題点**

本町は、鐺川、南牧川を中心に、その沿線に集落が散在する農山村地域である。特に集

落が深く分散しているのは青倉、西牧地区が多く、行政区の「組」又は「班」で構成する集落から数戸程度の集落など、集落規模は大小様々である。町の農林業は、集落住民に支えられ、森林保全など公益的役割を果たしてきた。しかし、過疎化と少子高齢化の進展に伴い、生活機能の衰退、社会活動の低下を招き、共同社会の維持が困難な集落が出てきている。森林の荒廃や耕作放棄地の増大など公益的機能の崩壊、また、空家の増加、高齢者世帯の社会的孤立など多くの問題が懸念されている。

住み慣れた地域に住み続けたい住民のため、生活機能を維持できるように基幹集落と周辺集落とのネットワーク圏を検討し整備していく必要がある。また、集落支援員や地域おこし協力隊の活用、空家を利活用したU I Jターン者の受け入れなど移住定住を促進し、集落の維持・活性化に努める必要がある。

(2) その対策

- ・地理的不利を解消する集落へのアクセス道の整備及び農林道の整備、情報通信基盤整備など、生活基盤の整備を推進する。
- ・山間急傾斜地農業の維持、支援に努める。
- ・小規模農業を守るため、地域ぐるみの被害対策を推進するとともに、個体数調整を含んだ有害鳥獣対策の強化を図る。
- ・若者や定年退職者の就農希望者を支援するとともに、農業後継者の確保と育成対策を図る。
- ・地域に公平な公共交通の確保に努める。
- ・各関係団体と連携の上、集落への「目配り」を行い、集落支援対策を図る。
- ・医療、福祉、保健との連携を図り、細やかな高齢者支援を図る。
- ・「空家等利活用促進事業」を継続し、町内外の定住希望者に斡旋する。
- ・リフォームに対する補助など空家利活用促進対策を推進する。
- ・集落支援員や地域おこし協力隊を活用し、集落の維持、活性化を図る。
- ・集落の生活機能維持のため、基幹集落と周辺集落をつなぐネットワークの形成を検討する。

(3) 計 画

事業計画（平成 28 年度～32 年度）

自立促進 施策区分	事業名（施設名）	事業内容	事業 主体	備 考
8 集落の整備	(2)過疎地域自立促進特別事業			
		集落高齢者等タクシー利用券交付事業	集落の高齢者及び身障者へのタクシー利用券交付	町
	(3)その他			
		集落支援員設置事業	集落支援員の設置	町

10 その他地域の自立促進に関し必要な事項

(1) 現況と問題点

ア 住民参加による地域づくり

価値観の多様化、高度化する住民ニーズに伴い、公共サービスによりきめ細かな対応が求められている。しかし、それらのニーズや地域課題に対応していくには、行政の能力だけでは対応が困難な状況も見受けられる。住民の意思と主体的な活動を原動力とした、解決・振興方策が必要である。

これからのまちづくりは、主体的住民活動により、住民等と行政とがパートナーとして連携しながら問題解決に当たる「住民と行政の連携」がますます重要となるため、これらを一層推進する必要がある。

イ 周辺市町村・各種団体等との連携

本町では、消防・医療・一般廃棄物処理などの業務においては、近隣市町村と一部事務組合を組織し、効率的な運営に取り組んでいる。

町民の生活行動圏は一段と拡大し、広域的行政需要も益々増加する傾向にある。今後とも、友好関係を高め、相互補完による機能増進を図り、効率的な社会資本整備や一体となった地域づくりを図るなど、広域市町村連携の強化に努める。

また、社会の成熟化に伴い、生きがいや自己実現を求めて、当町においても様々な分野で、ボランティア団体、地域づくり団体、NPO（非営利団体）、民間企業等による積極的な社会貢献活動やまちおこしが行われている。これからの地域づくりには産学官の連携は重要であり、各種団体等と連携してまちづくりを推進していく必要がある。

(2) その対策

ア 住民参加による地域づくり

- ・住民活動が行いやすい環境づくりに努める。
- ・行政運営への積極的な参加、参画を推進し、町民が主役のまちづくりに取り組む。
- ・町民それぞれが、「自分たちで出来ることは自分たちで行う」との意識醸成のための事業に取り組む。
- ・協働を推進する上で重要な前提条件である、町民と行政の情報の共有化に努める。

イ 周辺市町村・各種団体等との連携

- ・現在加盟している一部事務組合への参加の継続と円滑な業務運営を行う。
- ・効率的な社会資本整備や行政サービスのための地域連携について検討を図る。
- ・広域的な視点に立ち、本町の独自性を発揮できる事業の実施に努める。
- ・県内外を問わず、隣接市町村と情報交換を密に、諸課題に対して連携して取り組む。
- ・広域的連携に向けて積極的に提言していく。
- ・ボランティア、地域づくり団体、NPOなどの自主的な活動を促進するための取り組みを図る。
- ・産学官の連携を図り、それぞれの知識や経験、技術等をまちづくりに取り入れる。

(3) 計 画

事業計画（平成 28 年度～32 年度）

自立促進 施策区分	事業名（施設名）	事業内容		事業 主体	備 考
9 その他地域の 自立促進に関し 必要な事項		住民参加による地域づくり	地域づくり人材育成支援事業	町	

○事業計画（平成28年度～32年度） 過疎地域自立促進特別事業分

自立促進 施策区分	事業名（施設名）	事業内容		事業 主体	備 考
1 産業の振興	(9)過疎地域自立促進特別事業	森林整備地域活動支援交付金	森林施業計画 1,820ha	町	
		有害鳥獣対策（捕獲）	有害鳥獣捕獲対策	町	
2 交通通信体系の整備、情報化及び地域間交流の促進	(11)過疎地域自立促進特別事業	上信電鉄補助	補助金5年間	町	
		路線バス運行	委託金5年間	町	
		橋梁点検	橋梁点検業務委託	町	
3 生活環境の整備	(7)過疎地域自立促進特別事業	定住促進奨励金	新築1戸につき250,000円を支援	町	
		環境美化巡視事業	環境美化巡視・清掃活動	町	
		ぐんまの木で家づくり支援事業	構造材・内装材補助	町	
		ガソリンスタンド維持継続事業	ガソリンスタンド維持継続補助金	町	
		情報端末活用生活環境整備	端末機購入・利用料・ICT整備	町	
4 高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進	(8)過疎地域自立促進特別事業	保育事業	一時保育・障害児保育・延長保育	町	
		放課後児童健全育成事業	児童の居場所確保・提供	町	
		食の自立支援事業	高齢者への配食サービスで自立支援	町	
7 地域文化の振興等	(2)過疎地域自立促進特別事業	世界遺産関連荒船風穴整備	荒船風穴整備活用基本設計	町	
8 集落の整備	(2)過疎地域自立促進特別事業	集落高齢者等タクシー利用券交付事業	集落の高齢者及び身障者へのタクシー利用券交付	町	